

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準

1. 規模（面積）

＜一般住宅＞		
・新築住宅 各住戸の床面積が 25 ㎡以上（台所、収納、浴室又はシャワー室が共同利用の場合 18 ㎡） ・既存住宅 各住戸の床面積が 18 ㎡以上（台所、収納、浴室又はシャワー室が共同利用の場合 13 ㎡）		
＜共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）＞		
	専用居室のシェアハウス基準	ひとり親世帯向けのシェアハウス基準
住宅全体の面積	$15 \text{ ㎡} \times A + 10 \text{ ㎡}$ 以上 （ただし $A \geq 2$ ） A: 共同居住型賃貸住宅の入居可能者数	$15 \text{ ㎡} \times B + 22 \text{ ㎡} \times C + 10 \text{ ㎡}$ 以上 （ただし $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ 又は $B = 0$ かつ $C \geq 2$ ） （ B: ひとり親世帯を除く入居可能者数 C: ひとり親世帯の入居可能世帯数 ）
専用居室の面積	9 ㎡以上 （造り付けの収納の面積を含む）	12 ㎡以上（造り付けの収納の面積を含む） （ただし、住宅全体の面積が、 $15 \text{ ㎡} \times B + 24 \text{ ㎡} \times C + 10 \text{ ㎡}$ 以上の場合は 10 ㎡以上）
専用居室の入居者数	入居可能者数を 1 人とする	入居可能世帯数を 1 世帯とする

※ひとり親世帯とは、子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者）を養育している者が 1 人及び子どもが少なくとも 1 人属する世帯をいう。

2. 設備

＜一般住宅＞		
・各住戸に台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を設置していること （共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えることにより、各住戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各住戸に設置をしなくてもよい）		
＜共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）＞		
	専用居室のシェアハウス基準	ひとり親世帯向けのシェアハウス基準
共用部分の設備	共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えていること （ただし、専有部分に備えつけられている場合は除く）	・共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えていること（ただし、専有部分に備えつけられている場合は除く） ・バスタブを有する浴室を 1 室以上設置すること
共用部分の設備設置数	便所、洗面設備、浴室又はシャワー室は A を 5 で除した数（1 未満の端数切り上げ）以上、又はこれと同等以上の機能が確保されていること A: 共同居住型賃貸住宅の入居可能者数	便所と洗面設備は B と C の合計数を 3 で除した数（1 未満の端数切り上げ）、浴室とシャワー室は B と C の合計数を 4 で除した数（1 未満の端数切り上げ）以上、又はこれと同等以上の機能を確保すること （ B: ひとり親世帯を除く入居可能者数 C: ひとり親世帯の入居可能世帯数 ）

3. 構造等

①消防法、建築基準法、これらに基づく命令又は条例に違反しないものであること
②耐震性があること（新耐震基準に適合していること）

※旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前に着工）の建物であっても耐震性を満たしている場合は申請が可能です。

※申請前に耐震改修ができない特別な事情がある場合は、申請後に耐震基準に適合する見込みであることが確認できれば申請が可能です。

4. 賃貸条件、その他

①入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を不当に制限しないものであること
②家賃額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないこと
③国の基本方針・地方自治体の供給促進計画に照らして適切なものであること